中津川市

苗木公園
中津川市トレーニングセンター

指定管理者募集要項

令和７年７月

中津川市文化スポーツ部生涯学習スポーツ課

「苗木公園・中津川市トレーニングセンター」指定管理者募集要項

次のとおり標記公の施設「苗木公園・中津川市トレーニングセンター」の指定管理者を募集します。

１．施設の概要

⑴苗木公園

所 在 地　　岐阜県中津川市苗木４５９７

施設概要　　野球場、テニスコート、多目的広場、児童広場など

利用者数

野球場　R4 年度　17,104 人、　R5 年度　14,332 人、　R6 年度　14,462 人

ﾃﾆｽｺｰﾄ　R4 年度　14,605 人、　R5 年度　14,837 人、　R6 年度　14,985 人

⑵中津川市トレーニングセンター

所 在 地　　岐阜県中津川市苗木４６１０－６３外

施設概要　　会議棟、トレーニング棟など

利用者数

R4 年度　8,123 人、　R5 年度　6,877 人、　R6 年度　8,244 人

※施設の詳細については、別冊「指定管理者の業務仕様書」を参照してください。

２．業務の範囲

⑴苗木公園・中津川市トレーニングセンターの使用の許可等に関する業務。

⑵苗木公園・中津川市トレーニングセンターの使用許可の取消し等に関する業務。

⑶苗木公園・中津川市トレーニングセンターの使用料金の徴収に関する業務。

⑶苗木公園・中津川市トレーニングセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務。

⑷前各号に掲げるもののほか、苗木公園・中津川市トレーニングセンターの運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務。

※業務の詳細については、別冊「指定管理者の業務仕様書」を参照してください。

３．指定予定期間

令和８年４月から令和１３年３月まで

（指定予定期間中における業務の範囲や実施などに関する細目的事項は、指定管理者と中津川市との間で協議のうえ、基本協定を締結します。また指定期間中、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに、中津川市と年度協定を締結します。）

４．指定管理業務に要する経費等

（１）指定管理料について

指定管理業務に要する経費等については、応募者から提出される事業計画書や収支予算書等の内容を踏まえ、予算編成方針に基づく編成過程や予算の議決を経て決定され、予算の範囲内で、別途年度

ごとに締結する協定の中で金額、支払時期、方法等を定め、指定管理料として指定管理者に支払います。なお、指定管理者の経営努力による利益は原則として返還を求めません。

ただし、指定管理者が得る利益が指定管理者の管理業務と経理の状況から客観的にみてあまりに過大であると認められる場合は、金額を見直し、適切な対応を図ります。

指定管理料の算定にあたっては、具体的に施設所管部署において当該施設の設置目的や特性を踏まえ、施設の運営基準、職員配置、過去の運営実績等を十分精査した上で見積ったものをベースに算定します。

（２）利用料金制の採用について

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

施設の管理業務に要する経費の見込額から、利用料金収入見込額を引いた額を指定管理料として支払います。

（指定管理料＝管理業務に要する経費―利用料金収入）

利用料金については、市が条例及び規則で定める額の範囲内で、市長の承認を受けて、指定管理者が定めることができます。また、利用料金については、一定の場合、減免することができます。

■ 利用料金等減免の補償（利用料金等減免を補償する場合）

使用料には、政策的に減免をしているものがあります。市が使用料を減免している基準は指定管理者の利用料金においても同様の取り扱いをしていただきます。このため、減免により指定管理者の収入が減収になることから、減免相当額を市が補填します。

■ 必要な経費を補償する精算制度（精算制度を取り入れる場合）

毎会計年度終了後、管理運営費の支出の内訳を明らかにした精算書を提出し、市の承認を受けていただきます。

この精算書において、事前に取り決めておいた費目（例：修繕費）について、指定管理者が管理運営に要した費用の額が、市の支払額に満たない場合は、原則、差額は市に返還するものとします。

また、市の都合や自然災害等の不可抗力の場合や原油高騰など社会経済情勢の変化で管理経費が想定外に上昇し、指定管理者の経営努力の範囲を明確に超えると判断される場合などは、市民の施設利用に支障がでないよう発生費用の負担について市と指定管理者で協議します。

５．応募資格

応募できるものは、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、次に掲げる資格を有するものとする。

（１）本市内に主たる事務所又は営業所を有する法人その他の団体であること

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札等の参加を制限されていないこと

（３）地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取り消しを受けたことがある場合はその処分の日から２年以上経過していること

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成１１年法律第 225 号）等の規定の適用を受けたことがある場合は、更生手続きまたは再生手続を終了していること

（５）中津川市から競争入札に係る指名停止を受けていないこと
（６）暴力団およびその統制下にある団体または構成員でないこと
（７）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体または構成員でないこと
（８）税を滞納していないこと
（９）中津川市に対して債務不履行がないこと
（10）市長、副市長、中津川市議会議員、中津川市指定管理者制度の導入に関する基本指針第９条に規定する指定管理者選定委員会の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が会長、副会長、社長、代表取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他のこれに準ずる常勤の役員の就任していないこと　（ただし、市長又は市議会議員が無限責任社員等で、中津川市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので２分の１以上を出資している法人及び外郭団体は除く）
（11）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的としないこと
（12）政治上の主義を推進し、指示し、またはこれに反対することを目的としないこと
＊応募資格に該当しない（虚偽の申請があった）場合には、指定の取り消しを行う場合があります。

６．応募に必要な書類
(1)指定管理者指定申請書
(2)添付書類(原則Ａ４版)
①当該施設の管理に係る事業計画書（申請様式 1)
②当該施設の管理に係る収支予算書（申請様式 2)
③管理運営費明細書（令和８年度～令和１２年度まで各年度１部ずつ）（申請様式 3)
④応募団体概要調書（申請様式 4)
⑤当該団体の定款又は寄附行為（法人以外の団体は、これらに相当する書類）
⑥法人は、当該法人の登記事項証明書
⑦応募団体の直近の事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近の決算報告書
⑧設立趣旨、事業内容のパンフレット等申請団体の概要が分かるもの
⑨納税証明書（完納証明書）の写し
○法人は、国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納税額が無い証明用）
○本店（権限を委任する場合は委任先）の所在地における、市町村税の完納証明書
＊完納証明が発行されない自治体の場合は、（法人）市民税及び固定資産税の納税証明書（直前１年分）を添付してください。
⑩その他の団体は役員の名簿及び履歴書
⑪委任状（指定管理の権限を支店等の長に委任する場合）（申請様式 5)
⑫その他市長が必要と認める書類
※申請日において、「岐阜県・市町村共同入札参加資格（建設工事）（測量・建設コンサルタント等の業務)」又は、「中津川市入札参加資格（物品・その他)」において、中津川市より「入札参加資格者名簿への登載について（通知)」を受けている場合は、⑥の法人は、当該法人の登

記事項証明書及び⑨の納税証明書（完納証明書）の写し、⑩のその他の団体は役員の名簿及び履歴書を提出する必要はありません。

※申請書等の様式は、中津川市のホームページからダウンロードできます。

http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/wiki/指定管理者制度について

７．応募の受付期間

(1)応募期限

令和７年９月２６日(金)午後５時１５分まで(必着)(土曜日及び日曜日・祝日を除く。)

(2)受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

※質疑がある場合は、所定の様式(質問票)により、令和７年９月５日（金）までにFAXまたは電子メールに添付して提出してください。(令和７年９月１２日（金）までに、書面で回答します。)

※応募後の書類差替はできません。

８．応募の受付場所

中津川市文化スポーツ部生涯学習スポーツ課

所在地　〒508-0041　岐阜県中津川市本町２－３－２５

本町分庁舎

電　話　０５７３－６６－１１１１（内4305）　ＦＡＸ　０５７３－６５－５７９５

E-mail　shogai-sp@city.nakatsugawa.lg.jp

※提出部数は１部です。持参もしくは郵送（応募期限必着のこと。）してください。応募に係る費用は、応募者の負担とします。なお、提出された書類等は返却しません。(FAX等による受付は致しません。)

９．選定基準、選定方法

(1)選定基準及び視点

①施設の設置目的が達成できること。

ア 業務仕様書と事業計画書等との整合性はとれているか

イ 管理運営に対する企画力・意欲・姿勢はどうか

ウ 要望・苦情等への対応策は十分か

エ その他応募者の独自の提案があるかなど

②市民の平等利用が確保されること。

ア 市民の平等利用の確保策（差別的な取扱いの禁止など）

イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か

ウ 施設運営に関するモニタリングなど

③施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理が行われると認められる事業計画であること。

ア 市民サービスの向上策は十分か
イ 市民サービスの低下を招かない経費縮減策（提案額）
ウ 類似施設等での業務実績はあるか
エ 施設の広報計画が適切に行われるか
オ 施設の利用促進などに関する企画力・意欲・姿勢はどうか
カ その他応募者の独自の提案があるかなど

④事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
ア 職員の配置計画・研修計画は適切か
イ 法人の財務状況は良好か
ウ 個人情報の保護対策は十分か
エ 安全管理の対策は十分か
オ 緊急時の対応策は適切か
カ 業務委託の状況はどうかなど

⑵選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※面接審査は令和７年１０月上旬頃を予定しています。日時等詳細は後日メールにてご連絡します。

１０．選定結果及び理由の通知

応募者全員に、令和７年１０月下旬をめどに、選定結果を文書にてお知らせします。

なお、指定管理者は、中津川市議会の議決を経て決定(指定)されます。

※議決後、業務執行上必要となる事項を、市と指定管理者の協議により協定として締結します。

※協定内容の詳細については、別冊「指定管理者の業務仕様書」を参照してください。

１１．その他

・応募その他提出された書類は開示することがあります。
・売店は指定管理者の業務に含まれません。
（別途申請の上、中津川市の許可を受けることになります。）
・管理業務等の実施中に故意又は過失により中津川市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない法人等は、保険に加入する必要があります。

※１「参考：地方自治法施行令抜粋」

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者